

市職員による住民自治協議会活動への参画に関する新制度施行について

1 趣旨

今年度から住民自治協議会の活動が本格的に開始されたことから、市職員は更に住民自治協議会の活動に参画していく必要がある。

2 職員地区サポートチーム制度（現行制度）に対する意見等

平成 18 年度から「職員地区サポートチーム制度」により住民自治協議会の活動を支援してきたが、実績に乏しく目立った成果がなかった。

また、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする第二期都市内分権推進計画策定にあたり、市職員の住民自治協議会に対する支援や参画については以下のような意見をいただいていた。

<いただいた意見の内容>

- ・住民が、市職員に求めていることは、当該職員の職務を「つかさつかさとして」キチンと遂行することである。
- ・ボランティアで（すなわち、職務外で）の住自協活動への支援・関わりを都市内分権推進計画に掲げるのは、市職員が職務として行う住自協支援に不足がある旨を露呈している。
- ・市の計画に掲載することは、ボランティアの押しつけ・割り当て、サービス残業の強要となる。市職員は、職務として住自協支援をキチンと遂行すべきである。

3 職員地区サポートチーム制度（現行制度）の課題

(1) 職務と一市民の立場の区別

	立場	形態	特徴・課題
職務による支援	職員	組織	責任ある専門的支援可能
現状の職員地区サポートチーム制度による支援		チーム・個人	職務による支援と一市民として参画の境目が不明確であるため、住民自治協議会が職員に何を依頼して良いのか分かりにくく、職員も何を支援して良いのか分かりにくい。
一市民としての参画	一市民	個人（役員等）	任意に一市民として

(2) チームとしての編成

概ね 10 名の職員によりチームを編成することとしているが、市内 32 地区の中には在住職員が 10 名前後の地区があることからチームとしての編成が困難であった。

(3) 支援内容

職員地区サポートチーム制度創設時には行政職員が有する専門的な知識や経験を活かした支援活動を想定していたが、住民自治協議会はまつり等のイベントにおける駐車場整理等への参加を求めるなど、制度のねらいと現実の間に開きがあった。

4 今後の方針

市職員の住民自治協議会との関わりを「職務による支援」と「一市民としての参画」に区別し、職務による支援は組織として責任を持って行うことを前提に、職務を離れた一市民としての参画を推進する新制度を試行する。

(1) 職務による支援

- ・都市内分権課は住民自治活動の窓口、庁内調整、市全体の立場から支援する。
- ・事業担当課は担当する専門分野の立場から支援する。
- ・地区活動支援担当は、活動に伴う課題の整理、予算・決算に関する事務などについて専門的に支援する。

(2) 長野市職員の住民自治協議会活動への参画に関する制度（新制度）

職員の一市民としての参画と住民自治協議会をコーディネートする新制度を試行する。

試行期間は今年度いっぱいとし、実績等を検証の上で来年度以降の方針を定める。

5 長野市職員の住民自治協議会活動への参画に関する制度（新制度）の概要

以下の新制度の概要は、住民自治協議会連絡会で提示し、議論の上で合意したものであり、要領は別紙のとおり。

(1) 職員の位置づけ等

職員は一市民の立場で住民自治協議会の活動に参画することから、職務に専念する義務の免除の適用はない。

(2) 参画職員の募集

住民自治協議会の依頼に基づき地区活動支援担当が庁内LANのお知らせにより参画できる職員を募集する。

(3) 参画職員の応募

参画希望職員は地区活動支援担当に直接応募し、地区活動支援担当はこれを受付けるとともに、取りまとめて都市内分権課へ報告する。

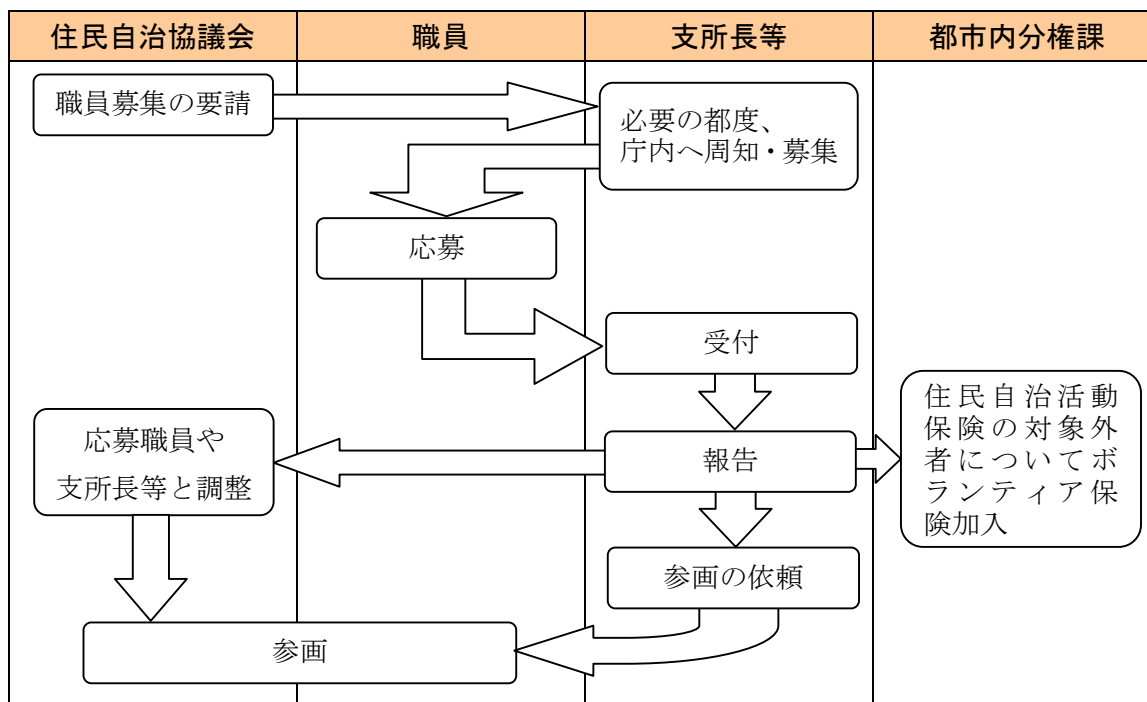
(4) 参画内容

単発的であっても継続的であっても構わないものとし、住民自治協議会が要請する活動で庁内LANのお知らせに掲載される内容とする。

(5) 参画中の事故等に対する補償等

募集を行った住民自治協議会の地区に居住する市職員は、住民自治協議会が加入する住民自治活動保険を適用するものとする。また、募集を行った住民自治協議会の地区以外に居住する市職員については、都市内分権課がボランティア保険に加入するものとする。

6 フロー（イメージ）



※参考

サポートチームの編成実績

年度	編成地区数（編成職員数）	10名に満たず編成できなかった職員数
平成18年度	2地区（職員数28人）	0人
平成19年度	4地区（職員数44人）	19人（6地区）
平成20年度	3地区（職員数34人）	5人（4地区）
平成21年度	4地区（職員数44人）	6人（5地区）

長野市職員の住民自治協議会活動への参画に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、市職員が職務を離れた一市民として住民自治協議会の活動に参画することを推進するため、住民自治協議会と市職員との調整等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「市職員」とは、市長の事務部局（消防本部及び消防署を含む。）、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局（市立高等学校その他教育機関を含む。）及び上下水道局に常時勤務する一般職の職員をいう。

(市職員の参画)

第3 市職員は、住民自治協議会から要請のあった活動に対し、自主的な判断により参画するものとする。

2 市職員の参画は、一市民として行うまちづくりに寄与する活動であって原則として無償とする。

(募集)

第4 住民自治協議会は、必要に応じて地区まちづくり活動の支援を担当する地区活動支援担当へ市職員の募集を依頼する。

2 地区活動支援担当は、長野市支所処務規則（昭和47年長野市規則第20号）第2条の規定に基づき、住民自治協議会の活動への参画募集依頼書（様式第1号）により市職員を募集する。

(応募)

第5 応募希望の市職員は、住民自治協議会活動参画応募申込書（様式第2号）に必要事項を記載の上、地区活動支援担当へ提出する。

(事故等に対する補償等)

第6 募集を行った住民自治協議会の地区に居住する市職員は、住民自治協議会が加入する住民自治活動保険を適用することとする。

2 募集を行った住民自治協議会の地区以外の地区に居住する市職員については、ボランティア保険に加入するものとする。

3 前項に規定するボランティア保険の加入に必要な経費は、市が負担するものとする。

(委任)

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月2日から施行する。

様式第1号（第4関係）

住民自治協議会の活動への参画募集依頼書

年 月 日

職員各位

地域振興部 支所長

地区住民自治協議会では、 のため の実施を予定しています。
つきましては、この事業実施に伴う下記の活動に対して参画いただける職員を募集しま
す。

ご応募いただける方は までに へ別紙の住民自治協議会活動参画応募申込書
をご提出ください。

記

日時・場所	参画要請内容
月 日 時から において	
月 日 時から において	
月 日 時から において	
月 日 時から において	

問い合わせ先

地域振興部 支所

担 当：

電 話：

アドレス：

住民自治協議会活動参画応募申込書

年 月 日

支所長（市民活動支援課長）様

下記のとおり 地区住民自治協議会の に係る活動に参画したいので応募します。

記

所 属		部・局		課	
ふりがな				補職名	
氏 名					
連絡先	住 所				
	電 話	自 宅		所属課直通 内線	
参画可能日時等	日時・場所	参画内容			
	月 日 時から において				
	月 日 時から において				
	月 日 時から において				
	月 日 時から において				

別紙資料 6 参考

新制度の試行状況（平成22年10月4日現在）

地区名	住民自治協議会からの依頼日	概要	内容	応募職員数	地区外在住職員数
1 大岡	7月下旬	ひじり三千石祭り	事前の準備と当日運営	10	7
2 鬼無里	8月2日	ふるさと夏まつり	会場準備、後片付け、運営補助	12	12
3 若槻	8月18日	大運動会	楽器運搬	2	0
4 中条	9月9日	住民運動会	役員説明会への参加、前日準備、当日運営		
5 川中島	9月13日	川中島フェスティバル21	「遊びの広場」（竹とんぼ・しゃぼん玉・お手玉）コーナーでの指導者補助、準備、後片付け		
6 川中島	9月13日	福祉バザー	販売準備と後片付け		
7 川中島	9月13日	古本市	販売準備、販売、後片付け		
8 朝陽	9月17日	健康マラソン大会	選手の誘導、コース整理、撤収		
9 松代	9月17日	真田十万石まつり（秋まつり）	駐車場整理、交通整理		
計				のべ24	のべ19